

改正概要

令和6年12月18日
横浜市下水道河川局管路保全課

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領及び排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領の一部改正について

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領及び排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領（以下、「要領」という。）の一部を改正します。

1 要領の趣旨

横浜市では、下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）、横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）を基に、一定の基準を満たす汚水を、公共用水域や雨水管に排水することを許可しています。この度、下水道法施行令の改正に伴い、「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」及び「排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領」を改正します。

2 改正内容

要領に定める水質項目および水質基準の数値が、以下のとおり変更になります。

要領	水質項目	水質基準の数値
現行	大腸菌群数	最大 3000 個／c m ³
案	大腸菌数	最大 800 CFU／m ^l

CFU：コロニー形成単位

3 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。